

各務原市福祉有償運送運営協議会実施規程

(令和5年10月 3日決裁)

(令和6年 4月28日改定)

(令和8年 8月27日改定)

(目的)

第1条 この規程は、本市において道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第78条第2号に定める自家用有償運送旅客運送のうち、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)第49条第2号に定めるNPO法人等による要介護者や身体障がい者等を運送する福祉有償運送(以下「福祉有償運送」という。)を実施、または実施しようとする非営利法人の福祉有償運送者(以下「運送者」という。)が適正、かつ安全に事業を遂行し、利用者の利便を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(新規登録に係る提出書類)

第2条 法第79条の2の規定により福祉有償運送の新規登録をしようとする運送者は、国土交通大臣に登録申請を行うにあたり、事前に各務原市附属機関設置条例(令和3年12月22日条例第33号)に基づき設置された各務原市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)に対して別表1に定める書類を提出し、協議会の合意を得なければならない。

(更新登録に係る提出書類)

第3条 法第79条の6の規定により福祉有償運送の更新登録をしようとする運送者は、国土交通大臣に更新登録申請を行うにあたり、事前に協議会に対して、別表2に定める書類を提出し、協議会の同意を得なければならない。

(変更登録に係る提出書類)

第4条 法第79条の7の規定により福祉有償運送の変更登録(第2項に規定するものを除く。)をしようとする運送者は、国土交通大臣に変更登録申請を行うにあたり、事前に協議会に対して、別表3に定める書類を提出し、協議会の同意を得なければならない。

2 法第79条の7第3項の規定により軽微な事項の変更をした運送者は、国土交通大臣に届け出るとともに、協議会を主宰する市へ当該届出に係る書類の写しを提出

しなければならない。

（事故に係る報告）

第5条 法第79条の10の規定により福祉有償運送に係る重大な事故を引き起こした運送者は、国土交通大臣に届け出るとともに、当該届出に係る書類の写しを市に提出しなければならない。

（苦情等の周知及び指導）

第6条 市は、利用者からの苦情、通報、事故及びその他の連絡（以下「苦情等」という。）を受けた場合には、運送者の適切な運営を確保するため、協議会の構成員に当該事実を通知することができる。

2 協議会は、利用者からの苦情等について対応を協議し、運送者に対して必要な指導を行うことができる。

（運輸支局等との連携）

第7条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運輸支局等に連絡を行い、相互に緊密な連携を図り対応を協議する。

- 一 協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず運送者がこれに従わない場合
- 二 協議会において協議が整った事項に相違して運送を行っていると通報があった場合
- 三 利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生連絡を受けた場合

（不利益処分等の周知及び対応）

第8条 市は、運輸支局長等から業務の停止及び登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合は、協議会の構成員に通知するとともに、必要に応じ協議会を開催する等適切な対応を実施する。

（業務の廃止に係る報告）

第9条 法第79条の11の規定により福祉有償運送の業務を廃止した運送者は、国土交通大臣に届け出るとともに、当該届出に係る書類の写しを市に提出しなければならない。

(運営状況の報告)

第10条 協議会の同意を得て、国土交通大臣の登録を受けた運送者は、3月及び9月の各月末日時点の運営状況について半期毎にまとめ、別表4に定める書類により各月の翌月末までに市に提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年8月27日から施行する。

別表1 新規登録に係る提出書類

<◎は必ず用意するもの、○は該当する場合に用意>

番 号	書 類 名	協議会へ提出	備 考
1	自家用有償旅客運送の登録の申請	◎	様式第2-1号
2	定款	◎	
3	登記事項証明書	◎	
4	役員名簿	◎	
5	宣誓書（法第79条の4第1項第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	◎	様式第3号
6	自動車登録簿	◎	市参考様式第1号
7	自動車検査証	◎	
8	自動車使用契約書または、使用承諾書（持ち込み車輛の場合のみ）	○	
9	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	◎	様式第4号
10	運転免許証の写し	◎	
11	（二種免許によらない場合）研修、講習会の修了証等の写し（施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書類）	◎	
12	運行管理の体制等を記載した書類	◎	様式第7号
13	運行管理の責任者就任承諾書	◎	様式第6号
14	整備管理責任者就任承諾書	◎	市参考様式第2号
15	任意保険証書若しくは共済証書の写し又は宣誓書	◎	様式第8号
16	旅客の名簿	◎	参考様式第ハ号
17	身体状況等、態様ごとの会員数	◎	参考様式第ハ号
18	運送の対価を記録した書面（料金表）	◎	

申請書等の原本は岐阜運輸支局への提出となるため、写しを提出してください。

別表2 更新登録に係る提出書類

<◎は必ず用意するもの、○は該当する場合に用意>

番 号	書 類 名	協議会へ提出	備 考
1	自家用有償旅客運送の更新登録の申請	◎	様式第2-2号
2	定款	○	
3	登記事項証明書	○	
4	役員名簿	○	
5	宣誓書（法第79条の4第1項第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	◎	様式第3号
6	自動車登録簿	◎	市参考様式第1号
7	自動車検査証	○	
8	自動車使用契約書または、使用承諾書（持ち込み車輛の場合のみ）	○	
9	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	◎	様式第4号
10	運転免許証の写し	○	
11	（二種免許によらない場合）研修、講習会の修了証等の写し（施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書類）	○	
12	運行管理の体制等を記載した書類	◎	様式第7号
13	運行管理の責任者就任承諾書	○	様式第6号
14	整備管理責任者就任承諾書	○	市参考様式第2号
15	任意保険証書若しくは共済証書の写し又は宣誓書	○	様式第8号
16	旅客の名簿	◎	参考様式第八号
17	身体状況等、態様ごとの会員数	◎	参考様式第八号
18	運送の対価を記録した書面（料金表）	◎	
19	事故の記録	◎	参考様式第千号
20	登録証のコピー	◎	

申請書等の原本は岐阜運輸支局への提出となるため、写しを提出してください。

別表3 変更登録に係る提出書類

<◎は必ず用意するもの、○は該当する場合に用意>

番 号	書 類 名	協議会へ提出	備 考
1	自家用有償旅客運送の変更登録の申請	◎	様式第2-3号
2	定款	※	
3	登記事項証明書	※	
4	役員名簿	※	
5	宣誓書（法第79条の4第1項第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	※	様式第3号
6	自動車登録簿	※	市参考様式第1号
7	自動車検査証	※	
8	自動車使用契約書または、使用承諾書（持ち込み車輛の場合のみ）	※	
9	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	※	様式第4号
10	運転者台帳	※	参考様式第ハ号
11	運転免許証の写し	※	
12	（二種免許によらない場合）研修、講習会の修了証等の写し（施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書類）	※	
13	運転者証	※	参考様式第ト号
14	運行管理の体制等を記載した書類	※	様式第7号
15	運行管理の責任者就任承諾書	※	様式第6号
16	整備管理責任者就任承諾書	※	市参考様式第2号
17	福祉有償運送運営規程	※	
18	運行管理・整備管理規程	※	
19	任意保険証書若しくは共済証書の写し又は宣誓書	※	様式第8号
20	旅客の名簿	※	参考様式第ハ号
21	身体状況等、態様ごとの会員数	※	参考様式第ハ号
22	運送の対価を記録した書面（料金表）	※	
23	登録証のコピー	◎	

※登録事項の変更に伴い内容が変更となる場合は提出してください。

申請書等の原本は岐阜運輸支局への提出となるため、写しを提出してください。

別表4 事業運営状況の報告

＜◎は必ず用意するもの、○は該当する場合に用意＞

番号	書類名	協議会へ提出	備考
1	福祉有償運営状況報告書	◎	市参考様式第3号
2	運行記録簿	◎	※
3	利用会員名簿	◎	
4	有償運送車両運転者名簿	◎	
5	その他協議会が必要と認めた書類	○	

※実績があった1箇月分を提出してください。